



発行 / 西東京市  
編集 / 企画部広報広聴課  
〒188-8666  
東京都西東京市南町5-6-13

市役所代表電話 / **0424-64-1311**  
ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>  
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp>  
(Lモード) Lメニューリストから検索できます。

# 西東京

## 市の人口と世帯数

(平成15年5月1日現在)

		前月比
人口	男	91,393人 (1,064人)
	女	92,648人 (1,415人)
	合計	184,041人 (2,479人)
世帯数		81,666世帯 (1,276世帯)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

## 今号の主な内容

**5面** 戸籍の届け出の際に本人確認を行います



虚偽の届け出を抑止するため、6月1日から、戸籍の届け出を受け付ける際に、本人確認を行います。

**5面** 審議会委員を募集します



社会教育委員、国民健康保険運営協議会委員、教育計画策定懇談会委員を募集します。

**6面** はなバスダイヤ改正・運行時刻のお知らせ



第2ルート、第3ルート、第4ルートのダイヤが改正されます。各ルートの運行時刻をお知らせします。

**10面** 環境美化キャンペーンにご参加を



5月31日(土)午前8時30分から市内各所に臨時集積所を設け、空き缶・空きびんの回収を行います。

# 皆さんのご意見をお聞かせください

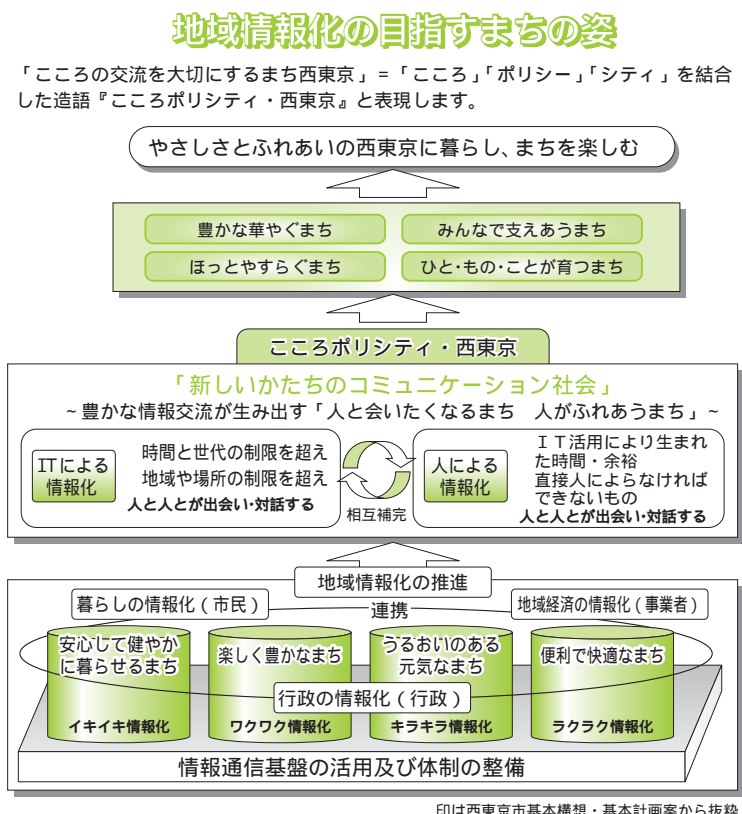
## 「地域情報化基本計画」「地域福祉計画」等の策定にあたりパブリックコメント(市民意見提出手続制度)を実施します

市では、現在、総合計画、地域情報化基本計画、各種福祉計画等の策定に向け、審議を重ねています。各種計画等の策定にあたっては、広く市民の皆さんのご意見をお聞きするため、審議会委員の公募、市民意見の募集等を行っています。今号では、地域情報化基本計画、地域福祉計画、障害者基本計画、健康づくり推進プランの中間答申(まとめ)の概要をお知らせします。また、意見募集も行います。皆さん、ぜひご意見をお寄せください。

パブリックコメントとは、市民意見提出手続制度)とは、市の政策立案過程において、市が策定した原案に対して、郵便、ファクス、電子メール等で市民の皆さんに意見を提出していただく制度です。

「西東京市市民参加条例」(平成14年10月1日施行)では、「市は、総合計画等の基本的計画を策定する際、市民生活に重大な影響を与える条例等を策定する際は、市民参加手続のいずれか一つ以上を実施する」としています。市民参加手続としては、附属機関(審議会)等の市民公募の確保、市民説明会等があげられます。パブリックコメントは、条例で定める市民参加手続の一つです。

意見提出できる方  
○市内在住の方  
○市内在勤の方  
○市内在学の方  
○市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体  
意見提出の際には、住所・氏名の記載が必要となります(公表はしません)。提出された意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容およびこれに対する市の検討結果とその理由を公表します。



地域情報化推進の考え方  
IT(情報通信技術)は暮らしや仕事を便利にする道具です。この新しい道具を紙やペンなどの道具と併用して活用し、人と人が直接あるいは時間や場所、世代を超えてコミュニケーションを活性化することが重要です。西東京市の地域情報化は、「人による情報化」「ITによる情報化」を相互に補完し、心の交流を大切にす、新しいかたちのコミュニケーション社会を創出することを目指します。

**「地域情報化基本計画」中間答申**  
新しいかたちのコミュニケーション社会の創出を目指して  
地域情報化計画策定審議会は、平成13年8月に市から「地域情報化基本計画」の策定について諮問を受け、本年3月末中間答申を提出しました。中間答申の全文は、市ホームページ、両庁舎情報公開コーナー、各公民館・図書館でご覧になれます。  
情報推進課(☎☎内線1163)

**出前講座を実施します**  
情報推進課の職員が伺い、中間答申についてご説明します。  
期間 6月5日～12日(木) 日程・時間等は別途相談  
対象 市内在住・在勤・在学の10人以上の団体  
会場 団体等で確保してください。  
ご希望の団体は、情報推進課にご連絡ください

**「中間答申」に対する市民の皆さんのご意見を募集します**  
パブリックコメント(市民意見提出手続制度)に基づき、市民の皆さんの意見を募集します。  
提出方法 次のいずれかの方法で、住所・氏名を明記し、提出してください。  
郵便(〒188 8666 西東京市役所田無庁舎情報推進課) ファクス(FAX 64-1378) 電子メール(西東京市ホームページから) 提出期間 5月15日～6月13日(必着) 検討結果の公表 8月(予定) 市報・市ホームページ・情報公開コーナーで

なまち(地域産業等の情報化)、「便利で快適なまち」「いつでも」「どこからでも」情報の入手や発信ができる情報化)の4つの方向性から具体的な施策を検討することが必要です。  
計画を進めるために  
地域情報化を推進するためには、地域を構成する市民・事業者・行政間の連携が必要となります。また、市民ニーズやセキュリティ、情報格差等に配慮しながら、計画を推進することが必要です。